

# 大田区の地域知財戦略への取り組み

財団法人 大田区産業振興協会  
企業支援グループディレクター

伊東 博巳



## 目 次

### I. 大田区の知財を活用した地域産業振興策

1. 大田区産業の特徴
2. 大田区の知的財産権への取り組み
3. 大田区地域知財戦略の概要
4. 中小企業知財政策への要望  
.....

### I. 大田区の知財を活用した地域産業振興策

#### 1. 大田区産業の特徴

大田区は、戦後の高度経済成長に伴って中小工場の立地が進み、その時々に応じた産業施策を展開してきた。1960年には、現在の大田区産業プラザ PiO の前身である大田区産業会館を建設し、産業振興事業の拠点としてきた。

大田区では、現在でも多くの産業振興施策を実施しているが、その中でも最近特に力を入れているのが、中小企業の知的財産権を活用した振興施策である。

中小企業の知財戦略について言及する前にまず、大田区の中小企業とその集積の特徴に触れておきたい。規模は小さいものの、知的財産権への取り組みが熱心な企業が多く存在する基礎にあるのは、その工業集積の特徴からくるからである。

#### (1) 都内随一の工業集積地 大田区

大田区は、東京 23 区内の南端に位置し、神奈川県と多摩川を挟んで接しており、川崎、横浜へと連なる京浜工業地帯の一環として都内随一の工業集積地を形成している。

区内工場は、最盛期の 1983 年(昭和 58 年)には 9,190 工場を数えたが、現在、最新の工業統計(速報値)で 5,039 工場と、20 年間で約 4,000 工場の減少を見ているものの、現在でも東京 23 区内最大の工場数を誇る工業区である。

#### (2) 小規模工場が 8 割を占める

工場数が多いものの、従業者 10 人未満の小規模な工場が 8 割を占めている。特に従業者 3 人以下の工場が 5 割を占めており、非常に小規模な工場が集積している地域である。

区内の工場は、我国の高度経済成長期である 1960 年代から 1970 年に大企業や中堅企業からのスピニングアウト、中小企業からの暖簾分け的な起業により創業したものが多く。

1980 年代以降大企業の生産現場が国内の地方へ、その後は東アジア、中国等へ移転していく中で、中小企業は大量生産型の規模の拡大より、技術の高度化と多品種変量生産によって経営基盤の強化を図ってきた。

#### (3) 機械金属加工業が 8 割を占める

約 5 千の工場のうち 8 割が、いわゆる機械金属加工業種で占められている。機械金属加工業種とは、産業分類で一般機械器具、金属製品、電機機械器具、プラスチック製品(大田区の場合プラスチック成型用金型が多い)、輸送用機械器具、精密機械器具の 6 業種であり、金属をさまざまに加工する業種をまとめていう。

戦前から特殊合金などの生産、加工を行う大工場が立地したことから、その下請として金属加工を行う工場が集積した。また、1980 年代以降の工作機械の NC 化に素早く対応し、金属加工の効率化にも取り組んできている。

#### (4) 各々の製造・加工分野に専門特化

小規模な工場は、それぞれの得意な製造・加工分野に専門特化している。例えば、金属の丸棒を削るだけの工場とか、表面を研磨するだけの工場など特定の加工分野に特化して、常にそれぞれの分野で技術の深耕と技能の練磨に励んでいる。

狭い加工分野に特化することで、人材や機器等の経

営資源を特定分野を対象を絞り込んで投入し、投資の効率化を図っている。

このため、特定技術分野における技量の向上や機器の改良を図りやすくなり、特定技術分野における最先端の加工技術を持つオンリーワン型の企業へと常に進化している。

### (5) フルセット型の工業集積

個別の中小企業は、狭い分野の製造・加工機能しか持たないが、さまざまな分野に特化した企業群が集積することにより、多くの製造・加工機能を相互補完的に利用し合うことができる。

これにより地域産業集積として総合的な製造・加工機能を発揮することができるのであり、いわば、地域内の専門・特化した小企業群がネットワーク化することにより総合的な製造・加工機能をもつ一大工場として機能しており、「フルセット型」工業集積とも呼ばれる。

このことは逆に、各々の工場は専門特化した分野に集中することができるが、他の分野の技術については、別の工場に依存する関係を作り出している。集積依存型の各工場は、大田区という工業集積の中でこそその力を発揮することができるのである。

### (6) 誰にでも使える「公共財」

大量生産型でなく、技術力が高く、金属加工におけるフルセット型の工業集積は、製造業における「公共財」であるともいわれている。

狭い分野に特化し、小回りの効く小規模な企業群の高度化した生産・加工技術は、大企業における生産ラインなどとは異なり、試作・開発など単品または少量の生産に適応している。

また、技術分野が狭い範囲に専門特化しているため、企業系列という枠だけではなく、大企業の製品分野を超えた生産・加工、試作・開発需要に応えることができる。つまり、電機メーカーでも、自動車メーカーでも、精密機器メーカーでも、大田区工業集積にある極微細穴あけ技術や超平滑な表面研磨技術を利用可能なのである。

大田区の工業集積は、需要者としての大企業・中堅企業から、また供給者として中小企業の側からも、機械・金属加工に関する「公共財」という機能を相互に

利用し合うことにより我国の産業発展に貢献しているのである。

## 2. 大田区の知的財産権への取組み

### (1) 区内中小企業の知財への取組み

高い技術力を持つ「公共財」として、企業規模や業種の違いを越えて利用される大田区の中小企業は、自ずと最先端の製品開発や技術開発に触れることが多くなっている。大企業や研究所、大学や試験研究機関との共同開発や共同研究など、新たな知的財産の創造に関わることも多くなり、特許をはじめとした知財への関心も高い。

大田区では1989年から「大田区新製品・新技術コンクール」を16回実施しているが、近年では応募製品・技術のほとんどは特許などの知的財産権が出願、登録されている。先端技術分野での研究開発や自社技術を活かした製品開発などで、中小企業とはいえ特許等の知的財産権の創造に熱心に取り組んでいる。

しかし、中小企業は、特許取得には熱心なもの、知財に関する基礎知識の不足、特許取得や実施契約において大企業等との関係で不利な状況に置かれている実態がある。また、中小企業においては、知財を担当する人材を社内に確保する余裕がなく、多くの場合、知財の創造から保護、活用までも経営者自らが直接取り組みざるをえない状況である。

### (2) 大田区の知財への取組み

国では、2002年知的財産基本法成立に伴い、翌2003年内閣府に知的財産戦略本部を設置し、我国の知財立国へ向けた取り組みを始め、特許専門高等裁判所の設立や特許審査期間の短縮、海外での侵害対策などの取り組みが省庁横断的に進められてきている。

一方、東京都は、2003年に東京都知的財産総合センターを設立し、知財フォーラムなどの啓発活動や知財相談、特許流通支援、海外特許出願・侵害調査費用助成などの事業を積極的に進めている。

このような中、大田区においても区内中小企業の知的財産権の保護、活用への取り組みを進めようと、2003年より財団法人大田区産業振興協会内に協会職員による「知財プロジェクトチーム」(以下、PT)を立ち上げた。PTでは、職員対象の知財セミナーなど内部での知的財産権理解の促進、大田区としての中小

企業への知財支援施策の検討など取り組みを開始した。

そのような中、当協会は、2003年10月国の知的財産戦略本部荒井寿光事務局長による講演会を比較的大規模に開催した。講演会終了後、特許取得・活用に熱心な区内中小企業経営者による意見交換会を開催し、具体的な取り組み状況や知的財産権に対する意見・要望等を伺った。翌2004年12月にも同様の会議を開催したが、その間にも知財関係セミナーや当協会の広報誌テクノプラザでの知財関連情報の提供などの啓発活動を行ってきた。

2003年12月からは、信託銀行や法律事務所との協働による「知的財産権信託」事業の研究、2004年7月から「知的財産総合相談事業」等の取り組みを進めている。

### (3) (財) 大田区産業振興協会

ここで(財)大田区産業振興協会について触れておきたい。当協会は、大田区の産業振興と中小企業従業員の福利厚生の実現を目的に、1995年8月大田区の100%出資により設立された。大田区では、変化の早い産業経済情勢に臨機応変に対応するため、区産業経済部が地域産業政策の企画立案、当協会が施策の実施部門として、車の両輪のような協力態勢を組んで地域産業振興に取り組んでいる。

当協会は、羽田空港から私鉄で7分の京急蒲田駅前にある大田区産業プラザ PiO を拠点に活動している。PiO は、東京都との合築により1996年4月にオープンした、展示場、会議室、経営・技術支援機能を備えた総合的な産業支援施設である。PiO には、区の産業経済部をはじめ、(財)東京都中小企業振興公社・城南地域中小企業振興センター、商工会議所、地域の商工業団体等も立地する総合的な地域産業支援拠点となっている。

### (4) 大田区と都のこれまでの知財事業

大田区では、これまで区内弁理士による特許取得に関する相談を中心に行ってきた。前述したように区内中小企業は、特許取得には非常に熱心であり、初めて特許出願をする方から、自分で出願書類を作成する方まで幅広い相談実績がある。この他(社)発明協会の派遣事業を利用した模倣品相談も行ってきた。

また、PiOにある(財)東京都中小企業振興公社・

城南地域振興センターには、東京都知的財産総合センターの城南支援室が置かれ、主に特許流通相談の一環としてライセンス契約等の相談に応じている。秋葉原の東京都知的財産総合センターの本部では、弁理士・弁護士による知的財産権に関する創造・保護・活用の全般にわたる相談事業を行い、知財セミナー開催やマニュアル作成等の啓発事業、外国特許出願費用助成や外国侵害調査費用助成といった海外特許支援事業等が実施されている。

### (5) 大田区知的財産権総合相談

当協会では、これまでも大田区および東京都の知財関係支援策を組み合わせて提供してきたが、協会事業以外のサービスは、関係機関の窓口を案内する程度のサービスに過ぎなかった。

PTによる検討の中で、大田区中小企業の知的財産権に関する権利取得、侵害対策、権利活用の各場面に応じて、当協会がより積極的に窓口機能を果たしていく必要があるとのことから、2004年7月から大田区知的財産権総合相談窓口を開設し、これまでより一歩踏み込んだ相談事業を開始した。

しかし、当協会ですべての知的財産権に関する支援施策を実施できる能力を備えることもできないのであり、国や都、あるいは関係諸機関から提供される数多くのサービスを活用することにより、区内企業の立場から、最初の相談窓口としての機能を担うこととした。

相談窓口の担当者は、相談者へのヒアリングを十分に行った上、弁理士や弁護士などの専門家、関係各諸機関へとつなぐために必要となる第一次的な情報の収集と確認を行う。これにより、相談者のニーズに合った支援サービスを効率的に提供することが可能となる。このため、当協会では、知財関係に深い経験を持つ職員を新たに配置した。

区内企業には、知財に関する困りごとや相談ごとなど知財に関して何かあったら、まず第一歩目として大田区産業プラザ PiO にアクセスしてほしいと PR している。当協会が、区内中小企業の知的財産権に関するファースト・ステップの機能を担いたいと考えている。

## 3. 大田区地域知財戦略の概要

### (1) 地域知財戦略の基本スキーム

大田区の知財戦略の基本スキームは、区内中小企業

の持つ知的財産権を保護・活用するためのシェルターを構築しようというものである。(図1)

一地方自治体、あるいは一中小企業支援機関としては、財政的、人的な制約も大きい。そのため知恵を使った支援スキームを構築することにより、地域の「知財力」向上を目指している。

前述の大田区知的財産権総合相談は、知財のファースト・ストップ機能を果たすとともに、大田区産業プラザ PiO は、知財のワンストップ・サービスも目指している。区内中小企業の知的財産権の創造・保護・活用にわたり幅広く対応するため、専門家・他機関との連携を強化し、関係機関から提供されている諸サービスを効果的に組合わせて提供することにより、予算や人材の制約の壁を乗り越えたいと考えている。

今後、特許庁をはじめ、発明協会、JETRO、日本知的財産仲裁センターや弁理士会、弁護士会の知財部門等々の協力をいただきながら連携を深め、区内中小企業への知財ワンストップ・サービスを提供していきたいと考えている。

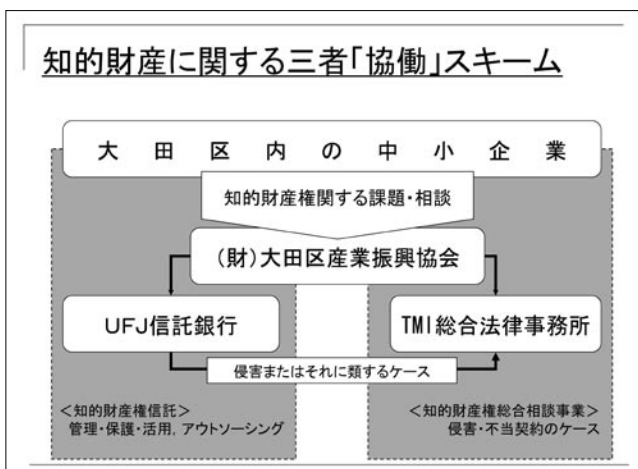


図1

## (2) 信託銀行・法律事務所との「協働」

PTによる中小企業の知財の保護・活用施策の検討を進める中、2003年12月UFJ信託銀行の企画担当者が当協会を訪ね「近く信託業法が改正され、知的財産権の信託が可能になるので、中小企業の資金調達に活用できないか」との提案とニーズの照会があった。

PTでは、この信託のスキームが、中小企業の知的財産権の管理・保護にも大きな効果が期待できるのではないかと検討を行った。早速、翌2004年1月からUFJ信託銀行の担当者と「知財信託研究会」(以下、研究会)を立ち上げ、まずは中小企業の知的財産権の

信託に関する勉強からスタートした。

信託銀行としては、知財信託のスキームを利用して、土地などの信託と同様に信託財産から得られる資産価値を分割して投資家に販売し、資産所有者(信託委託者)が短期間に資金回収ができる効果等、知財活用と運用について中心に研究を行った。一方、当協会としては、地域の中小企業の知財の管理・保護とライセンス契約等による活用に知財信託のスキームを利用する仕組みとその効果について研究を進めた。

その後、法律や手続き面からの検討も必要となり、弁護士と弁理士が連携して知財案件に取り組んでいるTMI総合法律事務所も研究会に加わった。

PTでは、当協会の区内中小企業の知財保護への取り組みの一環として、侵害事案への具体的な対処の必要性、および侵害を抑止するための担保としての権利主張の具体的な実行力を協会自身の中に持つべきであると考えた。そのため、弁護士・弁理士等の専門家の協力を得る必要があると判断し、TMI総合法律事務所と業務協力協定を結び、区内中小企業への知財侵害事案について協力して対処することとした。

研究会では、区内企業のヒアリング等を行いながら相互に研究を重ね、2004年夏には、信託銀行、法律事務所と当協会の三者が相互に知財信託に関する共同研究・事業開発についての業務提携契約を締結した。

この間、区内企業向けの小規模な知財及び知財信託セミナーや職員向けの同様のセミナー等を開催、また知財への関心の高い企業へのヒアリングを行い、知財や信託に関する啓発と中小企業側のニーズ把握、職員のへ理解・周知を進めてきた。

## (3) 知財信託による侵害に対する「抑止力」

知財信託スキームについて詳しく説明する紙幅はないが、中小企業の持つ特許を信託銀行に信託することにより、その特許を信託銀行が自らの財産として管理・保護・運用する仕組みである。

つまり、中小企業が知的財産権を信託することにより、その財産権が信託銀行の自己の財産となり、これを誠実に管理・運用する義務が受託者である信託銀行側に生じる。仮に受託した信託財産に対して侵害行為があった場合は、信託銀行の名義でこれを排除し、財産権の保護を行わなければならない。受託した特許権に関して侵害行為があった場合、信託銀行は侵害に対

する警告や訴訟を自己の名の下に行うことになる。

中小企業の特許が侵害された場合、侵害を行った者は、まず警告を受けるのであるが、これが一介の中小企業からのものであった場合と、信託銀行からであった場合とでは、その受ける衝撃が異なるのではないだろうか。PT では、このような発想から、知財信託による中小企業の権利保護についての効果を分析し、信託スキームの活用方法を検討した。

また当然に、信託スキームを利用した資金調達の一環として、特許実施権のライセンス契約についても研究している。ライセンス契約においても、契約に関する知識や人材、資金力の弱さから、中小企業が公平な契約を締結できていない状況を改善する必要がある。研究会としては、知財信託スキームによる信託銀行の自己名義での契約が、中小企業の知的財産権を市場における正当な価値を見出すことが可能となる契機になると考えている。

このスキームを PR し、広めていくことにより、「大田区中小企業の知財は守られている」とのアピールを行い、知財侵害に対する「抑止力」の発揮を狙っているのである。

**(4) 知的財産総合相談事業による「実行力」**

一方、知財に関する「抑止力」を発揮するためには、侵害や不公平な契約に対処する「実行力」を持っていないといけない。(図 2)

このため、それまで行われていた特許相談事業を「大田区知的財産総合相談事業」へと強化して、単なる相談業務から、実行力を伴った総合的な窓口業務へと発展させている。本総合相談事業の特徴は、相談者から

の一時ヒアリングの重要性が十分に認識されている点である。

研究会での検討の中から、知財侵害、ライセンス契約に関する案件処理においては、依頼者（相談者）の権利内容や主張を十分に把握し、周辺情報を把握するのに相当の時間と労力が必要となることが指摘されていた。特に特許侵害事案では、侵害側ならびに被侵害側の権利内容を客観的に調査することにより対応策の方向性が短期間に決定できる。

本総合相談窓口には、この調査能力を有する人材を配置することが重要であるとの判断に至り、当協会では 2004 年 8 月から知的財産権の保護・活用に経験の深い職員を配置し、実行力を伴った総合相談窓口としての機能強化を図った。

業務提携を行っている総合法律事務所には、当協会から第一次ヒアリングによる所要の情報を提供するため、事案に対する対応方法の方向性提案の迅速化が可能となるだけでなく、法律事務所の専門家が調査作業を行う必要がなくなるためコストの点でもメリットが生じる。なお、本事業では、弁護士・弁理士との第一回目の相談は方向性の提案までとして無料、その後の具体的対応行動については、相談者と法律事務所との個別契約に基づき行うこととしており、警告書の作成・発行や訴訟、契約書の作成・アドバイス等については、通常のクライアントとして有償で行うこととしている。

このように、中小企業の負担する時間とコストを削減し、中小企業の侵害事案等に対する「実行力」を強化することにより、中小企業の知財に対する「抑止力」の強化を図りながら、権利保護の実効性を高めようとの戦略である。

**(5) 知財信託「第一号案件」の実現へ**

2004 年 12 月 30 日に改正信託業法が施行され、現在、区内企業の協力の下、同法適用による知的財産権信託のわが国初の「第一号案件」を特許庁に登録する作業を行っている。中小企業と信託銀行の信託契約締結に際して、当協会としては、中小企業が不利にならないよう専門家の知恵を借りながら、大企業である信託銀行にさまざまな意見を出して信託契約書を作り上げた。本稿が出版される頃には、特許信託第一号案件の特許庁登録がなされているであろう。

当協会 PT と三者研究会では、この取り組みが、中

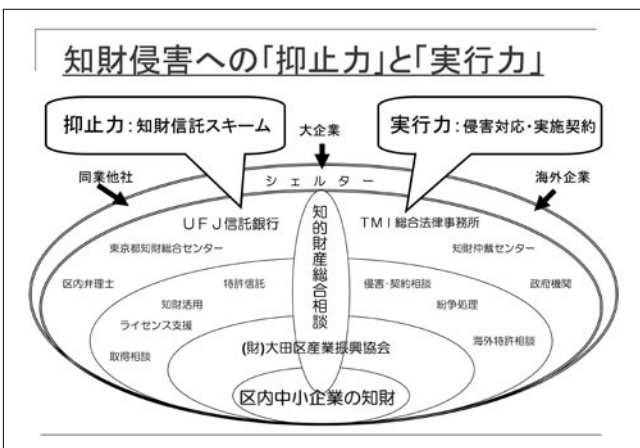


図 2

小企業の集積するモノづくりのまち大田区からスタートし、全国中小企業の知的財産権の保護・活用に役立つよう広く各地域へ展開していくことを願っている。

#### 4. 中小企業知財政策への要望

知財立国を目指す政府では、知的財産戦略本部を中心に様々な取り組みが行われているが、当協会としても中小企業の知的財産権の創造・保護・活用がより一層活発化するよう活動の強化をお願いしている。

大田区では、2004年4月12日付けで内閣総理大臣兼知的財産戦略本部長、経済産業大臣、中小企業庁長官、特許庁長官に対して、大田区長、財団法人大田区産業振興協会理事長名により、中小企業に対する知的財産権政策への要望書を提出した。要望は、以下の7点を中心としている。

- ①中小企業に対する特許手数料減免制度の拡充
  - ②海外での侵害に対する公的サポートの実現
  - ③外国特許出願助成の制度化
  - ④戦略的知財活用に向けた人的支援制度の創設
  - ⑤弁理士資格の専門化
  - ⑥特許電子図書館のアクセス改善
  - ⑦特許侵害等における係争期間の短縮と費用の軽減
- 以上の要望の中から、ここでは特に、中小企業に対する特許料の減免制度の拡充について概略を説明したい。

米国では、知財を活用した米国経済の活性化を狙って、中小企業を中心とした特許出願及び維持手数料の減免が広くなされており、中小企業の知財に対する取り組みのハードルを低くしている。

米国の減免制度である「スモールエンティティ制度」の概略は、以下のとおりである。

- ①特許の出願・登録・維持等の手数料を50%減免
- ②対象を小規模団体として広く規定  
従業員500人未満の企業、大学・政府研究機関等の非営利団体、個人が対象
- ③減免申請手続は、自らが小規模団体であるとの自主申告で可能
- ④虚偽申請の場合、事後的に特許無効、行使不能となる

このような比較的簡易な方法により、小規模団体の負担を軽減しており、2002年における米国での全特許出願数の約1/3を占める111,000件がこの制度を利用して出願され、特許出願数の増加に寄与している。

これに対して、日本の減免制度では、中小企業をさらに「資力に乏しい法人」や「研究開発型中小企業」に限定して減免しており、2001年の減免制度利用実績は、811件にとどまっている。

また、2004年4月実施の特許料等の料金改正では、以下のような改正が行われている。

- ①出願手数料の減額 (21,000 → 16,000 円)
- ②審査請求手数料の増額 (84,300 → 168,600 円)
- ③維持費用の減額 (当初 14,100 → 2,800 円)

この料金改定を中小企業への影響という観点からシミュレーションしてみると、表のようになる(表1)。

中小企業は、人的・資金的な脆弱性から、特許出願に当たっては、中心となる特許に、それも請求項を絞って出願せざるをえない。また、特許を実施した製品の市場価値も長期間にわたり確保する余裕はなく、開発費等のコストを短期間で回収しようとする。

シミュレーションの結果では、改定後の特許料・維持手数料が全体として割安となるのに要する期間は6年目以降、請求項の数が少ないほど割安になるのが遅れるという結果を示している。これでは、今回の料金改定は、中小企業に不利に働いたのではないかと考えざるをえない。我国経済の発展の一翼を担ってもらうためにも、幅広い中小企業に知的財産権の活用を促す必要がある。そのためのハードルをぜひとも下げたいものである。

表 1

# 改正特許手数料のシミュレーション

特許関連手数料新旧対照表

	改正後		改正前	
	基本部分	請求項毎	基本部分	請求項毎
出願手数料	16,000	0	21,000	0
審査請求手数料	168,600	4,000	84,300	2,000
特許料1～3年目(設定)	2,600	200	13,000	1,100
特許料4～6年目(毎年)	8,100	600	20,300	1,600
特許料7～9年目(毎年)	24,300	1,900	40,600	3,200
特許料10～25年目(毎年)	81,200	6,400	81,200	6,400

## シミュレーション(1)



### ケース1

※設定した  
請求項の数 7

	改正後	改正前	差額
取得後3年まで(一括納付)	224,600	181,400	43,200
取得後4年目	236,900	212,900	24,000
取得後5年目	249,200	244,400	4,800
取得後6年目	261,500	275,900	-14,400
取得後7年目	299,100	338,900	-39,800
取得後8年目	336,700	401,900	-65,200
取得後9年目	374,300	464,900	-90,600
取得後10年目	500,300	590,900	-90,600

### ケース2

※設定した  
請求項の数 3

	改正後	改正前	差額
取得後3年まで(一括納付)	206,200	160,200	46,000
取得後4年目	216,100	185,300	30,800
取得後5年目	226,000	210,400	15,600
取得後6年目	235,900	235,500	400
取得後7年目	265,900	285,700	-19,800
取得後8年目	295,900	335,900	-40,000
取得後9年目	325,900	386,100	-60,200
取得後10年目	426,300	486,500	-60,200

## シミュレーション(2)

### ケース3

※設定した  
請求項の数 1

	改正後	改正前	差額
取得後3年まで(一括納付)	197,000	149,600	47,400
取得後4年目	205,700	171,500	34,200
取得後5年目	214,400	193,400	21,000
取得後6年目	223,100	215,300	7,800
取得後7年目	231,800	259,100	-27,300
取得後8年目	258,000	302,900	-44,900
取得後9年目	284,200	346,700	-62,500
取得後10年目	371,800	434,300	-62,500

- ・ 割安になるのは6年目以降
- ・ 請求項の数が少ないほど割安になるのが遅れる



- ・ 短期間での回収に不利
- ・ 少数の請求項の場合に不利



★中小企業に不利に働いている？



(原稿受領 2005.3.31)